

全建事発第 129 号
令和 6 年 3 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約 8% の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2 割）の設定等が盛り込まれたところです（別紙 1 参照）。

また、国土交通省が令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が 7.2% の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

上記の内容を踏まえ、国土交通省より別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省周知依頼文

別紙 1 「標準的な運賃」の概要

別紙 2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の概要

別紙 3 改正後の標準貨物自動車運送約款（抜粋）

【参考 別添 1】（各府省庁宛）_建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

【参考 別添 2】（地方公共団体宛）_建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

【参考 別添 3】（主要民間団体宛）_建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

【参考 別添 4】（貨物自動車運送事業者団体宛）_建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

以 上

（担当）事業部 山中
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp